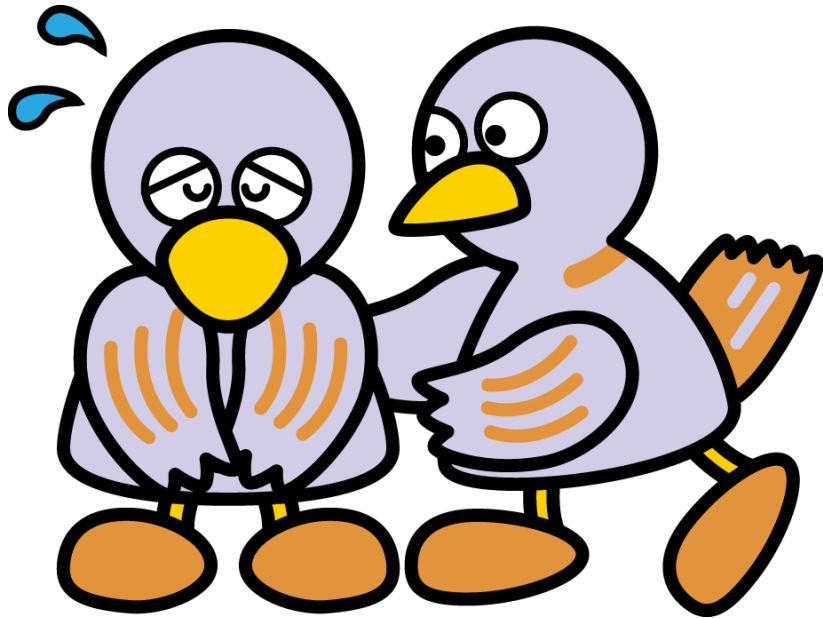




彩の国
埼玉県

高齢者虐待を防止するために



埼玉県 福祉部 地域包括ケア課
高齢者虐待対応専門員 黒澤佳代子

本日の流れ

- 1 高齢者虐待とは
- 2 県内市町村の高齢者虐待への対応状況について
- 3 県の取り組みについて
- 4 通報について



【高齢者虐待の事例】

■ 身体的虐待

- ① 暴力的行為（平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。）
 - ・ぶつかって転ばせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。
 - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどさせる。
 - ・本人に向けて物を投げつけたりする。など。
- ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
 - ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
 - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

■ 介護・世話の放棄・放任

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること



■ 心理的虐待

- ① 威嚇的な発言・態度 「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す等。
- ② 侮辱的な発言、態度
 - ・ 排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・ 日常的にからかったり、「死ね」「臭い」「汚い」などと言う。子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
 - ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為
 - ・ トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う等。
- ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
- ⑥ その他
 - ・ 車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与え
 - ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
 - ・ 高齢者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。



■ 性的虐待

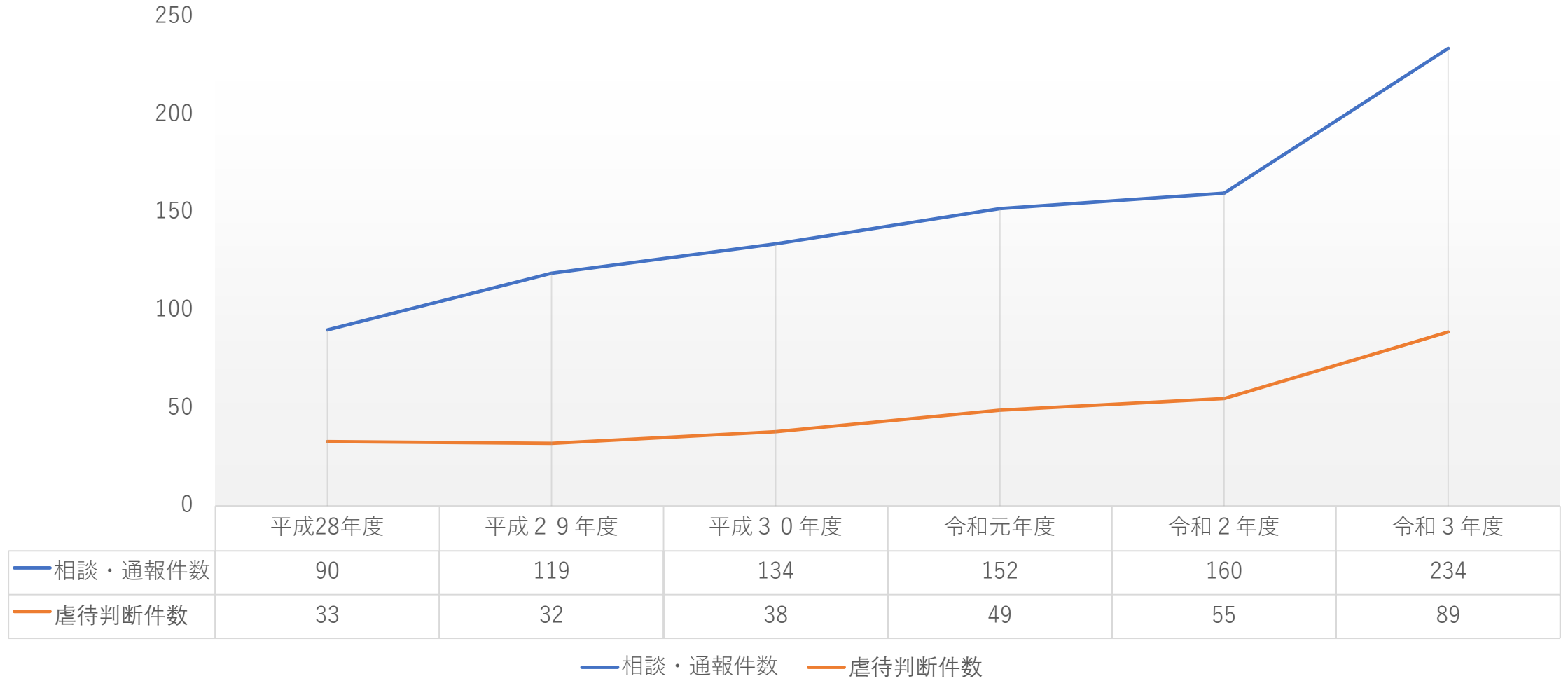
- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
 - ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する
 - ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
 - ・わいせつな映像や写真を見せる。
 - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
 - ・人前で排せつ行為をさせたり、おむつ交換をする。またその場面を見せないための配慮をしない、等。

■ 経済的虐待

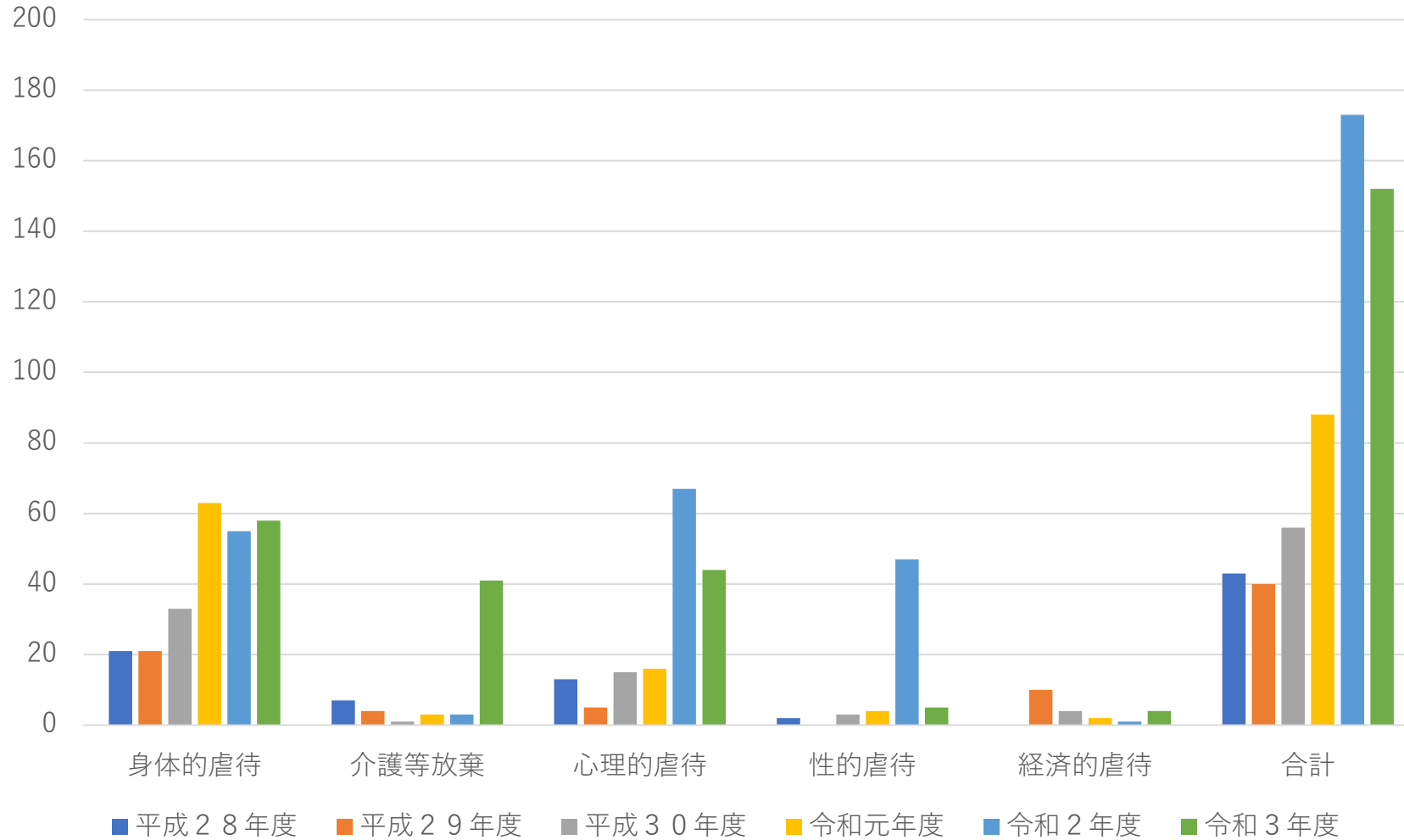
- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
 - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない



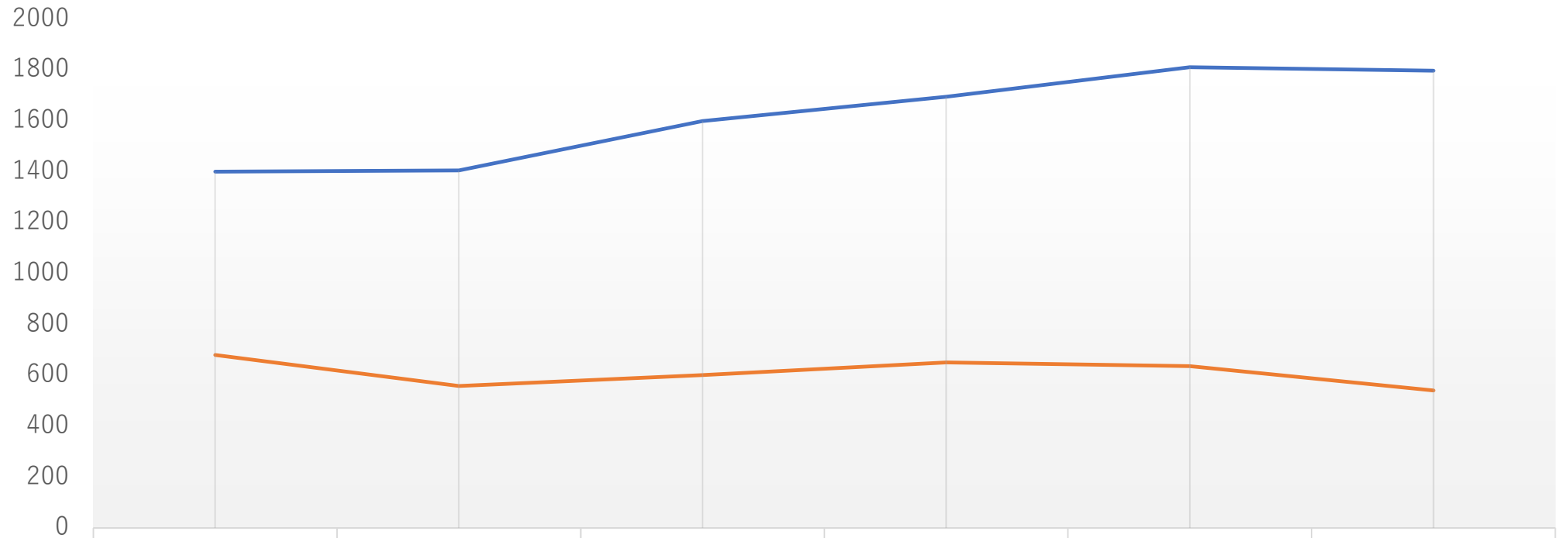
養介護施設従事者等による高齢者虐待



養介護施設従事者等による高齢者虐待の種類（複数回答）



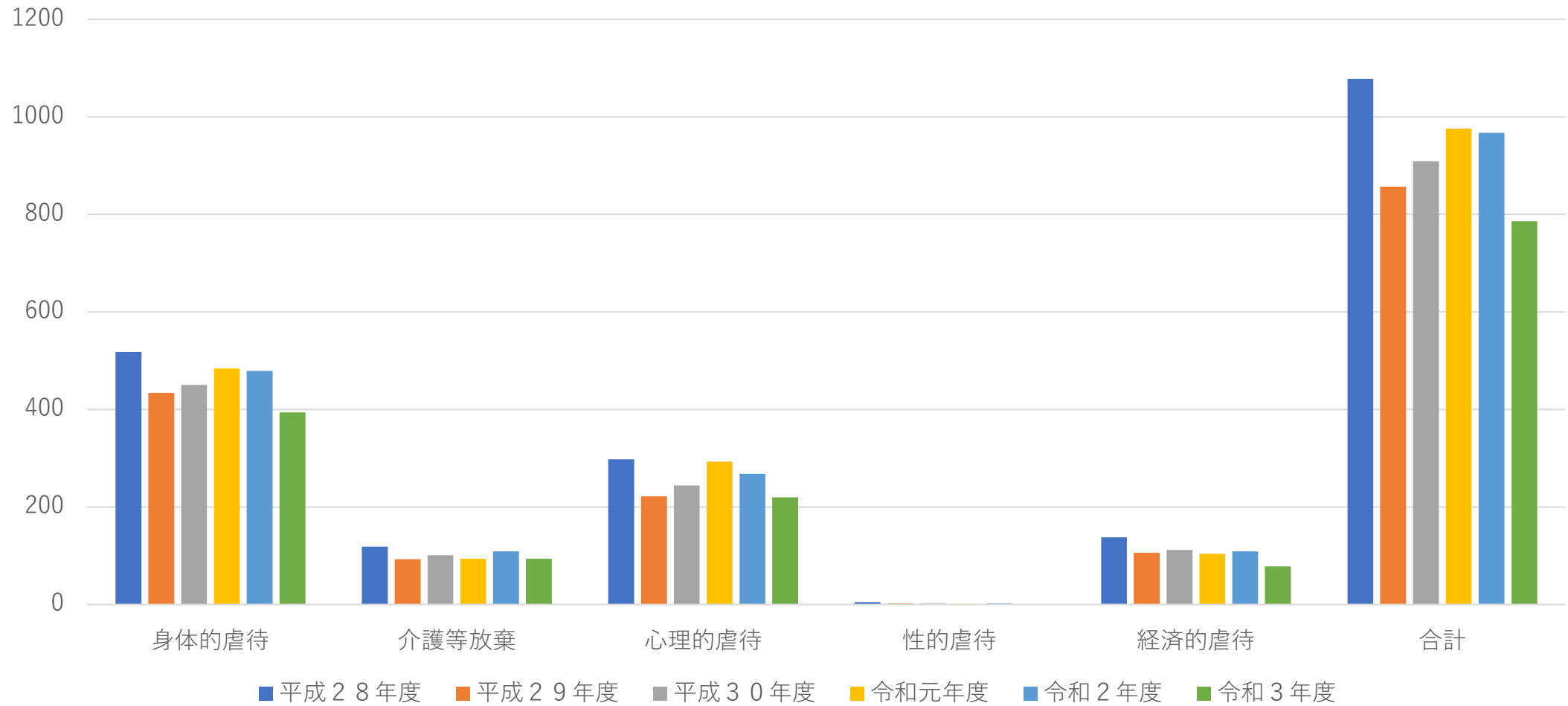
養護者による高齢者虐待



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談・通報件数	1401	1406	1600	1696	1812	1798
虐待判断件数	681	559	602	651	637	541

— 相談・通報件数 — 虐待判断件数

養護者による高齢者虐待の種類（複数回答）



【県の取り組みについて】

1 「高齢者虐待対応専門員」の養成

市町村において高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員）を養成する研修を、平成18年度から実施しています。

これまでに、市町村及び地域包括支援センター職員を対象として、合計3,065人の高齢者虐待対応専門員を養成しました。

また、高齢者虐待対応専門員に対するフォローアップ研修も実施しています。

2 普及啓発

養介護施設従事者等に対し、高齢者虐待の防止を目的とした研修を実施しています。

令和3年度はWEBによる研修を実施し、計4,150名の参加がありました。

3 高齢者虐待対応専門員の設置

県地域包括ケア課に高齢者虐待対応専門員を1名配置し、事案対応に係る関係機関の連絡調整や、市町村において対応が困難な事案への助言などを行っています。

4 虐待通報ダイヤルの設置

「埼玉県虐待禁止条例」第13条に基づき、早期に虐待を発見するために、高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報を一元的に24時間365日受け付ける“埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」”を平成30年10月1日より開設しています。

5 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な場合でも申立てする親族がない又は親族の協力が得られないときには、市町村長が家庭裁判所に対し成年後見の申立てを行うことができます。

このため、県は市町村職員を対象に成年後見制度における市町村長申立てに関する研修を実施しています。

【通報について】

- 通報は市町村（地域包括支援センター）。
匿名でも可。証拠は不要。
通報は匿名でも構わない。市町村は通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することとされている（高齢者虐待防止法第8条）。
また、通報者の主観で、虐待を疑った場合に通報すること。
5W1Hに基づいて、できるだけ具体的な情報を伝える必要がある。



- 虐待は重大な人権侵害です。
- 誰も虐待の加害者にも被害者にもなる可能性があります。
- 虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなど、どうしていいかわからない場合は自分一人で抱え込まず、埼玉県虐待通報ダイヤルに電話してください。
- 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 生命に重大な危険があるなど緊急の場合は、110番へ電話してください。

虐待を発見した
虐待かもしれない



生命の危険がある
などの緊急の場合

110番へ



迷わず電話を

埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171
虐待 絶対
ない ない

お話を伺い、
適切な機関に
おつなぎします。



虐待通報ダイヤル以外でも
受け付けています。

- 児童虐待
 - 児童相談所虐待対応ダイヤル189
 - 市町村
- 高齢者虐待
 - 市町村、地域包括支援センター
- 障害者虐待
 - 市町村、市町村障害者虐待防止センター

身近な人が加害者になりうる場合も
あります。

雇用主、施設(児童福祉施設、
高齢者・障害者支援施設等)の職員、
学校の教職員、医療従事者 など



虐待かも
と思ったら

埼玉県は「埼玉県虐待防止条例」を制定し、虐待のない社会を目指しています。

埼玉県虐待通報ダイヤル

虐待ない、
絶対ない社会へ

#7171
虐待 絶対
ない ない

ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線、PHSを利用の場合
0120-80-7171(※)



SOS

を見逃さない!

児童虐待



障害者虐待



高齢者虐待



いつでも
毎日
24時間
365日
受付・対応

案内図画用コード

